ISSN1347－7153

家系研究協議会（家研協）

会報

第 96 号

2026年　令和8歳丙午　文月（7月20日）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

旧１１宮家について考える

2月18日から招集れた第221回特別国会では皇室典範改正について議論されることになりました。その中に旧11宮家の扱いについてありましたが、この旧11宮家はどういった経緯で誕生したのか調べてみました。そもそも今から約600年前の正長元年（1428）に時の天皇であった称光天皇が嗣子がない状態で崩御しました。その際に、再々従兄弟（曾祖父同士が兄弟）である伏見宮家の彦仁王が称光天皇の父の後小松上皇の猶子となって、親王宣下をせずに後花園天皇として践祚します。

康正二年（1456年）に実父である伏見宮貞成親王（後崇光院）が死ぬと、弟の貞常親王に対し永世「伏見殿御所」を称することを許し、これをもって世襲親王家としての伏見宮家が誕生します。それ以前にも常磐井宮家とか木寺宮家といった世襲親王家はありましたが、永世という称号は付かずどちらも室町末期には消滅してしまいます。

その後、天正十七年（1589）に豊臣秀吉の猶子となっていた智仁王（誠仁親王の第六皇子で後陽成天皇の弟）が秀吉の実子鶴松誕生で猶子関係を解除され、秀吉の肝煎りで八条宮家（のちに桂宮家と呼ばれる）が創設され、天正十九年（1591）に親王宣下を行い、以後世襲親王家として続きます。

さらに寛永二年（1625）に後陽成天皇の第七皇子の好仁親王が創設した高松宮がありましたが好仁親王に嗣子が無かったため、甥の後水尾天皇の第八皇子である良仁親王が二代目を継ぎますが、その兄である後光明天皇が承応三年（1654）に突然22歳で崩御し、養嗣子となっていた末弟の識仁親王（のちの霊元天皇）が幼少のため、良仁親王が中継ぎの天皇として践祚し後西天皇となりました。寛文三年（1663）識仁親王が10歳となったため譲位し自分の子の幸仁親王には寛文七年（1667）に高松宮家を継承させ世襲親王家としました。のちに有栖川宮家と改名しています。

そして、宝永七年（1710）に第六代将軍徳川家宣の懐刀であった新井白石による皇統断絶の危機管理の観点による新宮家創設の建言を受けて、東山天皇の第六皇子の直仁親王により創設され、数年後に閑院宮と命名されました。すでに伏見宮家、桂宮家、そして有栖川宮家と三家も世襲親王家があるのにもう一家追加する必要があったのか、ちょっと疑問が残りますが、こうして江戸中期には皇統断絶を回避するための四世襲親王家が誕生します。　（6ページにつづく）

（本会執行理事　馬原浩一）

ＩＳＳＮ１３４７－７１５３

家系研究協議会　ホームページ　アドレス
https://www.kakenkyou.org/

～～～